

函館市 定住者誘致の推進に係る広報媒体への各種情報掲載等基準

(趣旨)

第1条 この基準は、函館市の定住者誘致の推進に関し、市の資産または市が使用料を拠出しているスペース（以下「市の資産等」という。）を広報媒体として活用し、民間企業等の各種情報を掲載またはそれを掲載した印刷物を設置（以下「掲載等」という。）することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広報媒体 以下に規定する市の資産等のうち各種情報掲載が可能なものをいう。

ア 市のwebページ 「移住・定住情報」

イ 函館市地域交流まちづくりセンター 移住サポートセンター

ウ NPO 法人ふるさと回帰支援センター 函館市展示パネル資料コーナー

（東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館内）

エ 定住者の誘致推進に係る各種印刷物

オ その他広報媒体として活用できる資産等

(2) 各種情報掲載 広報媒体に民間企業等の情報を掲載または掲出することをいう。

(各種情報の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する各種情報は、広報媒体には掲載等をしない。

(1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 選挙に関するもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 意見に係る各種情報

(7) 個人または法人の名刺に係る各種情報

(8) 景観および風致を害するおそれがあるもの

(9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(10) その他、広報媒体に掲載する各種情報として不相当であると判断されるもの

(各種情報の選定)

第4条 各種情報掲載等の申込みがあったときは、この基準等に定める各種情報の範囲に適合するもののうち、開催時期や実施内容などを総合的に勘案し、本市の移住者誘致に適すると企画管理課長が判断したものとする。

(その他)

第5条 この基準の実施に関し必要な事項は、企画管理課長が定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成28年7月14日から施行する。